

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

愛媛労働局労働基準部監督課

今般、国土交通省において、新たに高速乗合バスの交替運転者の配置基準が定められ、また貸切バスの交替運転者の配置基準が改正されました。

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準については、一部を除き、原則として、平成 25 年 8 月 1 日より施行されます。

配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられますことから、次の事項に留意されるようお知らせします。

◆ 交替運転者の配置基準の適用対象等

1 適用対象

(1) 高速乗合バスの交替運転者の配置基準の適用対象について

高速乗合バスの交替運転者の配置基準の適用対象となるのは、次に掲げる高速乗合バス及び貸切委託運行型の高速乗合バスであること。

- ① 高速乗合バス：道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行であって、同規則第 10 条第 1 項第 1 号口の運賃を適用するものをいう。
- ② 貸切委託運行：道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 35 条第 1 項の許可を受けて行う管理の受委託による運行であって、委託者の高速乗合バスに係る一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般貸切旅客自動車運送事業者へ委託し、受託者が保有する事業用自動車を用いて運行するものをいう。

(2) 貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象について

貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象となるのは高速乗合バスの貸切委託運行を行う貸切バス以外の貸切バスであること。

2 交替運転者の配置基準の内容

国土交通省のホームページをご参照下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html